

下請業者の対応の悪さへのクレーム対応の方法はないか

<p>相談 内容</p>	<p>古くなったブロック塀の安全性に問題があり、撤去してアルミ製のフェンスを設置する工事を業者をお願いして実施してもらった。</p> <p>実際の工事は、契約した業者ではなく下請け業者が実施したが、完成したフェンスの作りの悪さに併せて、施工中は雨が降ることを承知していながら、コンクリートを打設したこと自体にクレームを付けた。さらに、雨に対応して養生用にシートを被せたが、シートの固定のために、コンクリートに釘を打ち、そのまま放置して穴があいたままとになっている。雨水が入ってコンクリート自体に支障が出ないか心配である。また、工事中は残材を庭木の所に放置したままにして、当然のように振る舞い、敷石を工事中に割ったままにして何もいわないまま引き上げてしまった。</p> <p>下請け業者が行なったこうした行為に関して元請業者に対応を求めたところ、残材の処分を行い、担当者が写真を撮って対応をするようであるが、未だに対応してもらえない。工事費用は納得いく対応がなければ支払わないつもりだが問題があるか。また、今後対応しない場合にどのような手段に訴えればよいか。</p>
<p>回答 内容</p>	<p>請負工事における工事発注者と元請業者及び下請け業者との関係について整理すると、発注者と元請業者との関係は工事請負契約に基づく関係が成り立ちますが、発注者と下請け業者との間には契約関係は成り立っていません。従って、発注者は工事の不具合などが生じた場合は、契約者である元請業者に対して対応を求めることとなります。</p> <p>そこで、具体的な請負業者への対応についてですが、工事に起因した不具合や不正等については、民法の規定の中では、①瑕疵担保責任、②債務不履行責任、③不法行為責任のいずれかがを追及することとなります。このうち、瑕疵については、工事が完了しているとき、あるいは、工事がすでに完了段階にある状態の時に適用されるものであり、今回の相談内容が該当するものとなります。</p> <p>不法行為についても工事完了後における責任追及の手段ではありますが、法律に違反していることが追及の理由となり、発注者側がこれを立証することが必要となります。相談の内容では不法行為とはいえない内容と思われます。</p> <p>債務不履行については、債務を履行しない場合、具体的には工事が完了しない(契約どおり工事が完了しない)場合に追及するもので、工事が完了したものは対象とならないことが原則です。「まだ、注文者が納得していないのだから、完了しているとは言えない。」と主張しても、客観的な工事の過程などから判断されるもので、相談されている内容では完了しているものと判断されるでしょう。従って、相談されている工事完了後における不具合は、一般には「瑕疵」といえるものであり、既に工事が完了していることから、請負業者にその瑕疵内容の修補を求めることが原則の事案となります。</p> <p>なお、修補が行なわれない場合や工事遅延などにより損害を被ったときは、その内容を立証して、請負業者側に損害賠償の請求を同時に行うこともできます。</p> <p>工事費用を支払っていないならば、契約どおり工事が完了していないとして、債務不履行責任を追及することも考えられますが、前述しているとおり、工事請負契約に基づき工事が完了していることから、請負業者側は報酬の支払いを請求できることとなります。</p> <p>支払わなければ、請負業者側から代金支払いの請求訴訟を提起されることもあります。いずれにしても、業者間との関係がこじれてきたときは、ADRによる調停等の対応を含めて、弁護士等の専門家へ相談されることをお勧めします。</p>